

## 北欧型社会福祉国家について

政策企画総室

### 1 地方自治制度の特徴

- (1) 地方自治が強調されている。
- (2) 民主的な決定と公開性を理念としている。
- (3) 自治体財政において地方税の占める割合が大きい。
- (4) 自治体によるサービスが国民への福祉の中心的役割を果す。
- (5) 自治体が地方における社会規範に大きな役割を果す。
- (6) 地方議員と地方公務員による行政が一体化して機能している。

「フィンランド福祉国家の形成」(山田真知子 著)

### 2 地方行政制度

スウェーデン (地方2層制)	国：国の地方行政機関としてレーン府を設置。 県：大部分部分が医療・歯科医療サービスの提供。 市町村：総合行政機関として、県と対等の立場で住民に幅広く行政サービスを提供。 (県) ⇒医療、歯科医療、精神保健、成人教育など (市町村) ⇒義務教育、高等教育、福祉サービス、消防救急など
フィンランド (地方1層制)	国：県単位に国の出先機関を配置し、国の事務を執行するとともに地方自治体を調査・監視する権限を有す。 市町村：地方自治体は市町村のみで、教育、社会福祉・保健、インフラ維持管理など幅広い行政サービスを担う。市町村連合を組織して広域事務等を実施。 (市町村) ⇒教育・文化、保健、社会福祉サービス、上下水道
ノルウェー (地方2層制)	各行政主体の役割分担は、補完性の原理に基づく権限委任等の結果に基づく。 国：国民健康保険、病院経営、特定社会福祉サービス、大学教育、労働、道路ネットワーク、鉄道、農業、環境、警察、司法、国防、外交等 県：高校教育、地域開発、県道・公共交通、エネルギー供給、産業、文化振興等 市町村：義務教育、高齢者ケア、障害者福祉、保育園、農業、環境、道路等
デンマーク (地方2層制)	憲法で国の監督下において地方団体が独立して住民サービスを行う権限を付与。 国：警察、国防、司法、外交、高等教育、失業保険、労働基準監督、職業訓練、農業、漁業、食糧、交通、環境規制、貿易・産業補助 県：病院健康保険、高等学校、生涯学習、環境保護、産業・地域開発、精神障害・身体障害者支援、公共交通等 市町村：義務教育、児童・高齢者福祉、図書館、文化活動、社会保障給付金の給付、ホームケア、防災、産業観光、地方道、公共交通等

各国の地方自治情報(自治体国際化協会・情報ライブラリー)、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(財務省財務総合研究所)

### 3 地方財政制度

スウェーデン	歳入	県・市町村とも地方税収が約70%あり、国庫補助金は約15%程度。
	歳出	県の約90%が医療関係費、市町村の約40%が教育、36%が福祉サービス。
フィンランド (市町村のみ)	歳入	地方税が49%、公共料金収入26%、国補助金16%
	歳出	社会福祉・保健48%、教育・文化24%、投資的支出9%、その他運営支出14%
ノルウェー (オスロ市)	歳入	市税53%、国庫補助金5%、手数料34%、純収益7%
	歳出	福祉56%、教育24%、交通・環境10%、産業文化3%、都市開発2%
デンマーク (県・市合計)	歳入	地方税56%、使用料26%、国庫支出金10%、償還金8%
	歳出	福祉・保健41%、病院・健康保険23%、教育文化レジャー20%

「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(財務省財務総合研究所)



## スウェーデンの地方行政制度

特徴	<p>国は、地方が担う行政サービスの制度の根幹にかかわる法令基準や社会保険に係る現金給付を担う。</p> <p>市町村(コミュン)は、主に現物給付的な社会福祉、消防・救急、上下水道など住民に身近な行政を、県(ランスタイング)はほぼ医療に特化した役割を担う。市町村と県は所管する地域の広さや人口規模に応じて行政事務を分担しているもので、市町村と県の間に上下関係はなく、対等な関係にある。また、市町村の所管する事務は多岐に渡るが市町村は比較して種類は少ない。</p> <p>なお、県の区域ごとに、国の出先機関(レーン)が設置され、区域内での国の事務を行うとともに、県と市町村の活動を調整する役割を担っている。</p>															
基礎情報	人口	918万人(神奈川888万人)	国民負担率	66.3%(税49.1%、社保17.2%)												
	面積	45万km <sup>2</sup> (日本38万km <sup>2</sup> )	地方自治体													
	GDP(1人当り)	49,873米\$(2007名目GDP)	広域自治体	ランスタイング(県) [レーン(国出先)]												
	経済成長率	2.6%(2007実質GDP成長率)	基礎自治体	コミュン(市町村)												
国・地方の行政財政	<p>■役割分担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">中央政府</th> <th style="width: 33%;">県(ランスタイング/21)</th> <th style="width: 33%;">市町村(コミュン/290)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外交、防衛、公安・警察、立法、司法制度、経済政策、高等教育及び研究、高速道路、長距離交通、通信、労働市場、産業政策、住宅政策、社会保障、年金等の移転給付</td> <td>一般医療、母子保健、歯科治療、精神保健、医療専門職教育、農林業教育、成人教育、文化・余暇活動支援、地域交通</td> <td>学校教育、成人教育、児童ケア、障害者支援、高齢者ケア、地域計画、建築許可、消防、救急、民間防衛、緊急計画、環境保健、水道、下水道、エネルギー供給、廃棄物収集・処理、道路建設維持管理、公園整備維持管理、文化・余暇活動支援、地域経済支援、地域交通</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* 国の事務を地方レベルで実施するために、県単位に国の地方行政庁としてレーン(21)を設置。 (バス・タクシー安全対策、農業牧畜業、食品衛生、自然環境・動物保護、住宅政策、遺跡保全、各種ケア等)</p> <p>■財政(2003~2004年度)</p> <p>① 中央政府の歳出の約67%が財政移転。そのうち56%が年金、児童手当、傷病手当など家計への移転で、24%が地方自治体への移転。</p> <p>② 県の歳出は、医療関係が91%、歳入は地方税73%、国からの一般補助金6%、特定補助金13%、料金収入3%。</p> <p>③ 市町村の歳出は、教育関連42%、福祉関連37%、歳入は地方税69%、国からの一般補助金8%、特定補助金4%、料金収入7%。</p>				中央政府	県(ランスタイング/21)	市町村(コミュン/290)	外交、防衛、公安・警察、立法、司法制度、経済政策、高等教育及び研究、高速道路、長距離交通、通信、労働市場、産業政策、住宅政策、社会保障、年金等の移転給付	一般医療、母子保健、歯科治療、精神保健、医療専門職教育、農林業教育、成人教育、文化・余暇活動支援、地域交通	学校教育、成人教育、児童ケア、障害者支援、高齢者ケア、地域計画、建築許可、消防、救急、民間防衛、緊急計画、環境保健、水道、下水道、エネルギー供給、廃棄物収集・処理、道路建設維持管理、公園整備維持管理、文化・余暇活動支援、地域経済支援、地域交通						
中央政府	県(ランスタイング/21)	市町村(コミュン/290)														
外交、防衛、公安・警察、立法、司法制度、経済政策、高等教育及び研究、高速道路、長距離交通、通信、労働市場、産業政策、住宅政策、社会保障、年金等の移転給付	一般医療、母子保健、歯科治療、精神保健、医療専門職教育、農林業教育、成人教育、文化・余暇活動支援、地域交通	学校教育、成人教育、児童ケア、障害者支援、高齢者ケア、地域計画、建築許可、消防、救急、民間防衛、緊急計画、環境保健、水道、下水道、エネルギー供給、廃棄物収集・処理、道路建設維持管理、公園整備維持管理、文化・余暇活動支援、地域経済支援、地域交通														
主な行政分野の状況	<p>■教育</p> <p>学校教育は教育文化省が所管する教育法に基づき、義務教育の実施義務は市町村、高等教育と研究は国で所管。(義務教育以外の教育 ⇒ 就学前学校、高等学校、大学、成人教育、職業訓練学校)</p> <p>国は、教育文化省の学校庁を通じて、全国の教育レベル水準をそろえるため、統一的学习指導要領、評価方法を設定。市町村は、学習指導要領に従い、予算、組織構成、学校活動、評価概要等を内容とする学校計画を作成し、議会の承認を得る。</p> <p>■保健・医療</p> <p>中央政府は、全ての人に平等に提供されるよう保健・医療サービス法によって、医療、保健に関する基本的な原則を定める。県は医療サービス提供の責任機関として病院、地域医療センターなどを運営する。市町村が提供する保健医療サービスは、健康管理や生活習慣等のアドバイス等が中心。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">国</th> <th style="width: 33%;">県</th> <th style="width: 33%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療政策・目標の設定、ガイドラインの策定、地方自治体の監督・相談・評価・検証、調査研究</td> <td>病院医療(一次医療、専門治療)、患者負担額の設定、保健医療計画の策定、歯科治療</td> <td>高齢者・身体障害者・精神障害者支援(住宅)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■社会保障</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現金給付</th> <th style="width: 33%;">現金・サービス給付</th> <th style="width: 33%;">サービス給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○公的年金(国/社会保険庁) ○労災保険(国/社会保険庁) ○失業保険(国/労働市場庁) ○公的扶助(国・市町村)</td> <td>○児童福祉(国・市町村)</td> <td>○高齢者福祉(国・市町村) ○障害者福祉(国・市町村)</td> </tr> </tbody> </table>				国	県	市町村	医療政策・目標の設定、ガイドラインの策定、地方自治体の監督・相談・評価・検証、調査研究	病院医療(一次医療、専門治療)、患者負担額の設定、保健医療計画の策定、歯科治療	高齢者・身体障害者・精神障害者支援(住宅)	現金給付	現金・サービス給付	サービス給付	○公的年金(国/社会保険庁) ○労災保険(国/社会保険庁) ○失業保険(国/労働市場庁) ○公的扶助(国・市町村)	○児童福祉(国・市町村)	○高齢者福祉(国・市町村) ○障害者福祉(国・市町村)
国	県	市町村														
医療政策・目標の設定、ガイドラインの策定、地方自治体の監督・相談・評価・検証、調査研究	病院医療(一次医療、専門治療)、患者負担額の設定、保健医療計画の策定、歯科治療	高齢者・身体障害者・精神障害者支援(住宅)														
現金給付	現金・サービス給付	サービス給付														
○公的年金(国/社会保険庁) ○労災保険(国/社会保険庁) ○失業保険(国/労働市場庁) ○公的扶助(国・市町村)	○児童福祉(国・市町村)	○高齢者福祉(国・市町村) ○障害者福祉(国・市町村)														

(引用資料)「世界の統計2009」(総務省統計局、2009/03)、「国民負担率の内訳の国際比較」(財務省HP)、「ヨーロッパ各国の地方自治制度」(自治体国際化協会、90/11/30)、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(財務総合政策研究所、2006/09)

## フィンランドの地方行政制度

特 徴	<p>■地方自治体は市町村(市:カウプンキ 町:クンタ)のみで国と地方の2層制。県庁に相当する広域行政機関は国が設置。</p> <p>■市町村は総合行政機関として、教育、社会福祉、インフラの維持管理など幅広い行政サービスを担う。病院や障害者ケアなどは他の市町村と市町村連合を組織してサービス提供を担う。</p> <p>■市町村の数は432で、平均の人口規模は12,000人程度。最低で131人、最高で56万人(ヘルシンキ)。</p>																					
基 礎 情 報	人口	532万人(兵庫県559万人)	国民負担率	58.9%(税42.3%、社保16.6%)																		
	面積	33.8万km <sup>2</sup> (日本38万km <sup>2</sup> )	地方自治体																			
	GDP(1人当り)	46,371米ドル(2007名目)	広域自治体	-																		
	経済成長率	4.4%(2007実質)	基礎自治体	カウプンキ(市)、クンタ(町)																		
国・地方の行政財政	<p>■役割分担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">国</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">地方(市町村・432)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">中央政府</th> <th style="text-align: center;">出先機関</th> <th style="text-align: center;">市町村単独</th> <th style="text-align: center;">市町村連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">外交、国防、警察、司法、所得保障社会福祉、地方行政の一般原則等</td> <td style="vertical-align: top;">〔県庁・5〕 教育、法務、社会保健、消防・救急、住宅、環境、税務、行政裁判 〔個々の機関〕 司法裁判所、税務署、農業事務所、道路・水路建設区、鉄道区・電気通信区、公衆衛生研究所、地区労働庁等</td> <td style="vertical-align: top;">〔教育〕小中学校、高等学校、図書館、芸術教育一般・成人教育、文化レクリエーション 〔福祉・保健〕託児、高齢者福祉、障害者福祉基礎的保健・予防、医療、歯科、健康増進 〔社会資本〕土地利用・建設管理、水道光熱、供給廃棄物処理、道路管理、環境保全、消防救急、雇用確保等</td> <td style="vertical-align: top;">地域振興、土地利用計画、EU構造改革の対応、病院、教育訓練機関、障害者ケア、職業訓練、地方企業支援等</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 広域の地方自治体が存在しないため、法令の規定又は任意により市町村の連合体を組織して、地域計画の策定、中央・地域病院の運営、精神病院、アル中治療機関、職業訓練学校、児童相談センター等を運営。</p> <p>■財政(2006年度)</p> <p>①市町村、市町村連合の歳入は、地方税が46%、国からの補助金17%、運営料金収入が28%。 目的別歳出は社会福祉・保健が51%、教育文化が26%、投資的支出は9%</p> <p>②国から市町村への補助金は、保健福祉省、教育省、内務省の3省から交付される。</p> <p>③地方税の88%が個人所得税、固定資産税が5%、法人所得税の地方還付7%。国税の法人所得税の22%が地方に還付。</p>				国		地方(市町村・432)		中央政府	出先機関	市町村単独	市町村連合	外交、国防、警察、司法、所得保障社会福祉、地方行政の一般原則等	〔県庁・5〕 教育、法務、社会保健、消防・救急、住宅、環境、税務、行政裁判 〔個々の機関〕 司法裁判所、税務署、農業事務所、道路・水路建設区、鉄道区・電気通信区、公衆衛生研究所、地区労働庁等	〔教育〕小中学校、高等学校、図書館、芸術教育一般・成人教育、文化レクリエーション 〔福祉・保健〕託児、高齢者福祉、障害者福祉基礎的保健・予防、医療、歯科、健康増進 〔社会資本〕土地利用・建設管理、水道光熱、供給廃棄物処理、道路管理、環境保全、消防救急、雇用確保等	地域振興、土地利用計画、EU構造改革の対応、病院、教育訓練機関、障害者ケア、職業訓練、地方企業支援等						
国		地方(市町村・432)																				
中央政府	出先機関	市町村単独	市町村連合																			
外交、国防、警察、司法、所得保障社会福祉、地方行政の一般原則等	〔県庁・5〕 教育、法務、社会保健、消防・救急、住宅、環境、税務、行政裁判 〔個々の機関〕 司法裁判所、税務署、農業事務所、道路・水路建設区、鉄道区・電気通信区、公衆衛生研究所、地区労働庁等	〔教育〕小中学校、高等学校、図書館、芸術教育一般・成人教育、文化レクリエーション 〔福祉・保健〕託児、高齢者福祉、障害者福祉基礎的保健・予防、医療、歯科、健康増進 〔社会資本〕土地利用・建設管理、水道光熱、供給廃棄物処理、道路管理、環境保全、消防救急、雇用確保等	地域振興、土地利用計画、EU構造改革の対応、病院、教育訓練機関、障害者ケア、職業訓練、地方企業支援等																			
主 な 行 政 分 野 の 状 況	<p>■義務教育</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国(教育庁)</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">・カリキュラムの作成 ・市町村の教育サービスの評価 ・市町村への教育文化補助金(一般補助)の交付</td> <td style="vertical-align: top;">・教育計画書の作成 ・各学校で、自由に教員や教科書を選定しサービスを提供</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国の財源負担(57%)</td> <td style="text-align: center;">市町村の財源負担(43%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■保健・医療</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">・保健医療政策のガイドライン作成(保健福祉省) ・雇用主と被雇用者の拠出による医療保険制度を運営(社会保険庁)</td> <td style="vertical-align: top;">・一次医療は公立の保健センター実施 (市町村単独又は市町村連合) ・二次医療は全国20病院区で実施 (全市町村参加の市町村連合)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔保健医療財源 2002年度〕市町村43%、国補助金17%、医療保険16%、家計等24%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■社会保障</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現金給付</th> <th style="text-align: center;">現金・サービス給付</th> <th style="text-align: center;">サービス給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">○公的年金(社会保険庁) ○労災保険(保健福祉省) ○失業保険(保健福祉省)</td> <td style="vertical-align: top;">○家族出産育児(保健福祉省・市町村) ○児童福祉(社会保険庁・市町村)</td> <td style="vertical-align: top;">○障害者福祉(市町村) ○重度障害者福祉(社会保険庁) ○高齢者福祉(市町村)</td> </tr> </tbody> </table>				国(教育庁)	市町村	・カリキュラムの作成 ・市町村の教育サービスの評価 ・市町村への教育文化補助金(一般補助)の交付	・教育計画書の作成 ・各学校で、自由に教員や教科書を選定しサービスを提供	国の財源負担(57%)	市町村の財源負担(43%)	国	市町村	・保健医療政策のガイドライン作成(保健福祉省) ・雇用主と被雇用者の拠出による医療保険制度を運営(社会保険庁)	・一次医療は公立の保健センター実施 (市町村単独又は市町村連合) ・二次医療は全国20病院区で実施 (全市町村参加の市町村連合)	〔保健医療財源 2002年度〕市町村43%、国補助金17%、医療保険16%、家計等24%		現金給付	現金・サービス給付	サービス給付	○公的年金(社会保険庁) ○労災保険(保健福祉省) ○失業保険(保健福祉省)	○家族出産育児(保健福祉省・市町村) ○児童福祉(社会保険庁・市町村)	○障害者福祉(市町村) ○重度障害者福祉(社会保険庁) ○高齢者福祉(市町村)
国(教育庁)	市町村																					
・カリキュラムの作成 ・市町村の教育サービスの評価 ・市町村への教育文化補助金(一般補助)の交付	・教育計画書の作成 ・各学校で、自由に教員や教科書を選定しサービスを提供																					
国の財源負担(57%)	市町村の財源負担(43%)																					
国	市町村																					
・保健医療政策のガイドライン作成(保健福祉省) ・雇用主と被雇用者の拠出による医療保険制度を運営(社会保険庁)	・一次医療は公立の保健センター実施 (市町村単独又は市町村連合) ・二次医療は全国20病院区で実施 (全市町村参加の市町村連合)																					
〔保健医療財源 2002年度〕市町村43%、国補助金17%、医療保険16%、家計等24%																						
現金給付	現金・サービス給付	サービス給付																				
○公的年金(社会保険庁) ○労災保険(保健福祉省) ○失業保険(保健福祉省)	○家族出産育児(保健福祉省・市町村) ○児童福祉(社会保険庁・市町村)	○障害者福祉(市町村) ○重度障害者福祉(社会保険庁) ○高齢者福祉(市町村)																				

(引用資料) 外務省HP、「フィンランドの地方自治」(自治体国際化協会HP「情報ライブラリ」)、「世界の統計2009」(総務省統計局、2009/03)、「国民負担率の内訳の国際比較」(財務省HP)、「ヨーロッパ各国の地方自治制度」(自治体国際化協会、90/11/30)、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(財務総合政策研究所、2006/09)

# 日本とスウェーデンの地方財政比較

## (1) 収入

日本(2007年度)

(単位:億円)

区分	地方税	地方交付税	国庫支出金	地方債	その他	計
市町村	39%	16%	10%	8%	27%	100%
	194,728	76,973	51,169	39,746	132,379	494,995
都道府県	44%	18%	11%	12%	17%	100%
	211,498	85,320	51,372	56,469	81,358	486,017
純計	44%	18%	11%	11%	16%	100%
	402,668	162,293	102,541	95,844	148,468	911,814

(注1)「平成21年版 地方財政白書」より、純計は市町村と都道府県の重複分を除いたもの。  
 (注2) 地方交付税等には、地方譲与税と地方特例交付金を含む。

スウェーデン(2001年度)

(単位:億円)

区分	地方税	一般補助金	特定目的補助金	使用料手数料	その他	計
市町村 (コミュニティ)	67%	11%	3%	8%	11%	100%
	35,675	5,813	1,706	4,373	5,759	53,326
県 (ランスタイング)	71%	6%	13%	3%	7%	100%
	17,433	1,473	3,192	737	1,719	24,554
合計	68%	9%	6%	7%	10%	100%
	53,108	7,286	4,898	5,110	7,478	77,880

(注)「スウェーデンの地方自治」(自治体国際化協会 H16年3月)

## (2) 支出

日本(2007年度)

(単位:億円)

区分	民生費	教育費	土木費	公債費	総務費	衛生費	商工費	農林水産業費	その他	計
市町村	26%	11%	15%	14%	13%	9%	3%	3%	5%	100%
	135,449	51,675	70,591	64,989	62,633	41,711	16,336	12,987	25,862	482,233
都道府県	11%	24%	14%	14%	7%	3%	7%	6%	15%	100%
	51,697	113,330	65,522	66,093	33,567	13,852	33,597	25,956	71,269	474,883
純計	19%	18%	15%	15%	10%	6%	6%	4%	7%	100%
	169,761	164,318	133,907	130,249	89,058	54,358	49,495	34,524	65,806	891,476

(注)「平成21年版 地方財政白書」より、純計は市町村と都道府県の重複分を除いたもの。

スウェーデン(2001年度)

(単位:億円)

区分	就学前児童福祉	初等教育	高等教育	その他の教育	高齢者福祉	障害者福祉	社会給付金等	ビジネス活動	その他	計
市町村 (コミュニティ)	12%	18%	7%	5%	20%	9%	7%	16%	6%	100%
	6,153	9,230	3,589	2,564	10,255	4,615	3,589	8,204	3,077	51,276
県 (ランスタイング)	18%	52%	9%	3%	7%	8%	3%	4%	4%	100%
	4,514	13,042	2,257	752	1,756	22,321	752	1,003	1,003	25,079
小計 (医療関係)			精神障害者ケア	歯科医療	その他の医療サービス	教育・文化	交通			
			752	752	1,756	22,321	1,003	1,003	1,003	25,079

(注)「スウェーデンの地方自治」(自治体国際化協会 H16年3月)

## 各国中央政府の歳入・歳出の構成割合

### 1 歳入

(単位:%)

国名	年次	税収	所得・利潤等税課税		財貨・サービスの国内課税	貿易・国際取引課税	その他税	社会保障保険料	税外収入	
			うち個人	うち法人						
日本	2005	54.6	25.5		8.1	0.6	20.4	32.9	12.5	
アメリカ	2007	62.5	57.9	43.6	14.3	2.6	1.0	35.2	2.3	
ドイツ	2006	38.9	16.9	14.2	2.5	22.0		56.7	4.4	
北欧諸国(平均)		63.5	25.0	11.8	12.6	34.0	0.1	4.4	21.5	15.0
スウェーデン	2006	56.1	9.7	-0.1	9.8	34.1		12.3	33.6	10.3
フィンランド	2006	56.1	20.2	13.5	6.7	34.2		1.7	31.2	12.7
ノルウェー	2006	57.7	32.8	8.4	24.4	23.4	0.2	1.4	17.3	24.9
デンマーク	2006	84.0	37.3	25.5	9.6	44.1		2.6	3.8	12.2

### 2 歳出

国名	年次	公務公益事業	防衛	経済産業		住宅・住居環境	保健	教育	社会保障・福祉	その他
				うち農林水産業						
日本	2007	57.6	5.8	3.5	1.6	0.8	0.8	6.1	25.2	0.2
アメリカ	2006	14.3	20.1	5.8		1.9	25.0	2.6	30.2	0.1
ドイツ	2006	14.7	3.5	5.4		0.8	19.5	0.6	55.5	
北欧諸国(平均)		23.4	4.9	9.0	1.9	0.6	7.6	8.5	44.0	2.0
スウェーデン	2004	22.6	5.4	10.6		0.5	3.6	6.9	49.0	1.4
フィンランド	2005	17.5	4.5	9.8	3.1	0.4	9.9	9.3	47.0	1.6
ノルウェー	2006	21.0	4.9	9.1	2.2	0.3	16.4	6.0	40.7	1.6
デンマーク	2006	32.6	4.9	6.3	0.4	1.1	0.8	12.3	39.1	2.9

出典:「2008/09 世界国勢図会」(IMF "Government Finance Statistics Yearbook"による。)

## 各国の国民負担の状況(対国民所得費)

(単位: %)

国名	年次	租 税 負 担 率(A)				社会保障 負担率 (B)	国民負担率 (A+B)	
		個人所得 課税	法人所得 課税	消費課税	資産課税等			
日本	2009	23.0	7.7	4.8	6.8	3.7	15.9	38.9
アメリカ	2006	26.1	12.5	4.1	5.8	3.8	8.6	34.7
ドイツ	2006	29.1	11.6	2.8	13.6	1.2	22.9	52.0
北欧諸国(平均)		51.3	21.6	8.1	18.7	2.9	12.0	63.3
スウェーデン	2006	49.1	21.0	5.0	17.4	5.7	17.2	66.3
フィンランド	2006	42.3	17.8	4.5	18.4	1.5	16.6	58.9
ノルウェー	2006	45.8	11.8	16.8	15.6	1.6	11.4	57.2
デンマーク	2006	68.1	35.6	6.2	23.4	2.9	2.7	70.9

出典：財務省 統計資料「わが国税制・財政の現状全般に関する資料」中の「負担率に関する資料」より。

## 各国の産業別就業者数(主なもの)

(単位: 千人)

国名	年次	製造業 建設業	卸売・小売業 自動車・家庭 用品修理業	不動産業・物 品賃貸業・事 業サービス業	行政・国防; 強制社会保障	教育	保健衛生・ 社会事業	計
日本	2007	27.3%	18.4%	11.9%	3.5%	4.4%	9.0%	-
		17,500	11,780	7,610	2,260	2,840	5,790	64,120
アメリカ	2007	19.3%	14.3%	12.9%	4.6%	8.8%	12.2%	-
		28,158	20,937	18,802	6,746	12,828	17,834	146,047
ドイツ	2007	28.6%	13.9%	10.2%	7.6%	5.9%	11.5%	-
		10,922	5,308	3,909	2,916	2,237	4,398	38,163
北欧諸国(計)		21.6%	13.3%	12.3%	5.8%	8.9%	16.9%	-
		2,650	1,638	1,509	715	1,087	2,073	12,275
スウェーデン	2007	20.9%	12.3%	14.6%	5.7%	10.8%	15.9%	-
		948	557	664	260	491	724	4,541
フィンランド	2007	24.6%	12.4%	12.3%	5.5%	6.6%	14.8%	-
		619	311	308	137	166	373	2,512
ノルウェー	2007	18.7%	14.7%	11.0%	6.3%	8.8%	19.5%	-
		457	358	269	154	215	476	2,443
デンマーク	2007	22.5%	14.8%	9.6%	5.9%	7.7%	18.0%	-
		626	412	268	164	215	500	2,779

出典：「世界の統計2009」(総務省統計局)より